

7. 組合就業規程

三菱製紙健康保險組合

組 合 就 業 規 則 目 次

第 1 条	(総 則)		3 頁
第 2 条	(除外規定)		3 頁
第 3 条	(その他)		3 頁
付則			 3 頁

第1条 （総 則）

三菱製紙健康保険組合（以下「組合」）の理事、議員、職員の就業に関する事項は、三菱製紙株式会社従業員就業規則（以下就業規則）を準用するものの外、本規程の定めるところによる。

第2条 （除外規定）

就業規則中第1章（総則）、第6章（安全及び衛生）、第3章（勤務）のうち「労働組合と協定」、第11章（休職）のうち第11-1-1条、第11-1-2条及び2交替、3交替、半直勤務、組合活動の規定は適用を除外する。

第3条 （その他）

就業規則中会社、工場、場所は事業所と読み替えるものとし、所属長は常務理事、従業員は理事、議員、職員と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成12年4月7日から適用する。